鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定に基づく桜木上垂木狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域の再指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので公告する。

令和3年5月7日

静岡県知事 川勝平太

## 1 名称

桜木上垂木狩猟鳥獣 (イノシシ・ニホンジカを除く。) 捕獲禁止区域

#### 2 区域

原里の原野川に架かる高山橋左岸を起点として、県道大和田森線を東進し、農道小柿沢線との交点に至る。同地点より同線を南進し、林道七窪線との交点に至る。同地点より同線を南進し、市道山中線との交点に至る。同地点より同線を南進し、県道掛川 天竜線との交点に至る。同地点より同線を北進し、市道本郷栃原線との交点に至る。同地点より同線を北進し、東道本郷栃原線との交点に至る。同地点より同線を北進し、東道原里大池線に入り起点に至る線で囲まれた区域

# 3 存続期間

令和3年11月1日から令和6年10月31日まで

## 4 保護に関する指針の案

指定目的 当該地域にはサンコウチョウやオオタカ、クマタカ、オシドリ等、その生息環境の保護を必要とする鳥類が多数生息している。

また、周辺には養護施設や文学館等の施設があり狩猟に伴う事故の防止が求められ、平成 11年には鳥獣保護区に指定された。

しかし、当該地域では指定時には見られなかったイノシシによる農業被害が激増した。そのため、電気柵等に対する助成、有害駆除の実施、地元農家の自衛を目的としたわな免許の取得等鳥獣被害対策に努力してきたが、なおも被害は増加している状況から、鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図るため、平成21年から狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域へ指定するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成し総合的に被害対策を実施し、野生動物の頭数の適正化を図ってきた。

前回の期間更新から3年が経過しイノシシの被害はいまだ減少していないことから、当指定 を更新し引き続き鳥類の生息環境の保護と農業被害防止を図ることとする。

## 5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県中遠農林事務所森林整備課

### 6 縦覧期間

令和3年5月7日から令和3年5月20日まで(閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)